

令和 7 年 度
税 制 改 正 事 項

令和 6 年 12 月
農 林 水 産 省

第 1 農業の持続的な発展

- 1 農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例について、対象となる農用地を農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の区域において、その農業者が利用するものに限定する等の見直しを行った上、農業経営基盤強化準備金制度の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）
- 2 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限 1/2）の適用期限を2年延長する。（不動産取得税）
- 3 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業者等の共同利用に供する機械及び装置に係る課税標準の特例措置（3年間、1/2）の適用期限を2年延長する。（固定資産税）
- 4 共同で事業を行うための合併又は分割型分割であって、一定の組合（農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合を含む）のみが当事者となるものに係る適格要件について、その合併又は分割型分割については、事業規模比5倍以内要件及び特定役員引継要件を除外する。（法人税）
- 5 農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の改正を前提に、次の特例のみなし大企業の判定において、その判定対象が農地所有適格法人である場合で、かつ、アグリビジネス投資育成株式会社が過半出資する場合を除外する。（法人税、固定資産税）
 - ① 中小企業投資促進税制
 - ② 中小企業経営強化税制
 - ③ 先端設備等導入計画に基づき取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の特例措置
- 6 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予等における営農困難時貸付け等の適用を受けることができる事由に、介護医療院へ入所したことを加える。（相続税・贈与税、不動産取得税）
- 7 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の2（現行：1,000分の1.5）に引き上げた上、その適用期限を3年延長する。（登録免許税）
- 8 農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地所有適格法人について、議決権要件の特例が措置された後も、引き続き現行の措置を適用する。（複数税目）

9 土地改良法の改正により、土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会の解散時の財産処分に係る見直し等が行われた後も、引き続き現行の措置を適用する。（複数税目）

10 農用地利用集積等促進計画に基づき取得した農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（取得価格から 1/3 控除）の適用期限を 2 年延長する。（不動産取得税）

【復興庁共管】

11 中小企業経営強化税制について、関係法令の改正を前提に、売上高 100 億円超を目指す中小企業者等に対する上乗せ措置の追加等の措置を講じた上、その適用期限を 2 年延長する。（所得税・法人税）

【経産省等 4 省共管】

12 中小企業投資促進税制について、その適用期限を 2 年延長する。（所得税・法人税）

【経産省等 4 省共管】

第 2 食料安全保障の確保

1 持続的な食料システムの確立に向けた税制上の所要の措置として、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の改正を前提に、次の措置を講じる。（所得税・法人税、登録免許税）

① 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定があったものとみなされる改正法の認定を受けた持続的供給事業活動計画（仮称）に記載された経営力向上設備等の取得等をする場合の当該設備等について、中小企業経営強化税制の対象とする。

② 産業競争力強化法の事業適応計画（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものに限る。）の認定があったものとみなされる改正法の認定を受けた環境負荷低減事業活動計画（仮称）に従って行う生産工程効率化等設備の取得等をする場合の当該設備等について、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の対象とする。

③ 産業競争力強化法の事業再編計画の認定があったものとみなされる改正法の認定を受けた持続的供給事業活動計画（仮称）に従って行う合併の登記等について、産業競争力強化法の認定事業再編計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の対象とする。

2 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る課税標準の特例措置（不動産価格の 1/6 控除）について、適用対象に企業グループ内の法人間で行われる一定の事業の譲受けにより取得した場合を加える。（不動産取得税）

【経産省等 2 省共管】

- 3 中小企業経営強化税制について、関係法令の改正を前提に、売上高 100 億円超を目指す中小企業者等に対する上乗せ措置の追加等の措置を講じた上、その適用期限を 2 年延長する。（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等 4 省共管】

- 4 中小企業投資促進税制について、その適用期限を 2 年延長する。（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等 4 省共管】

第 3 農山漁村の活性化

- ・ 特定地域における工業用機械等の特別償却制度のうち次の措置について、対象事業からコールセンター及び市場等に関する調査の業務並びにその業務により得られた情報の整理等の業務に係る事業を除外した上、その適用期限を 2 年延長する。ただし、①の措置は、半島振興法の期限の延長を前提とする。（所得税・法人税）

- ① 半島振興対策実施地域に係る措置
- ② 離島振興対策実施地域に係る措置

【国交省等 2 省共管】

第 4 森林・林業施策の推進

- 1 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限 1/2）の適用期限を 2 年延長する。（不動産取得税）（再掲）
- 2 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業者等の共同利用に供する機械及び装置に係る課税標準の特例措置（3 年間、1/2）の適用期限を 2 年延長する。（固定資産税）（再掲）
- 3 共同で事業を行うための合併又は分割型分割であって、一定の組合（農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合を含む）のみが当事者となるものに係る適格要件について、その合併又は分割型分割については、事業規模比 5 倍以内要件及び特定役員引継要件を除外する。（法人税）（再掲）
- 4 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予等における営農困難時貸付け等の適用を受けることができる事由に、介護医療院へ入所したことを加える。（相続税・贈与税、不動産取得税）（再掲）

- 5 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の2（現行：1,000分の1.5）に引き上げた上、その適用期限を3年延長する。（登録免許税）（再掲）
- 6 中小企業経営強化税制について、関係法令の改正を前提に、売上高100億円超を目指す中小企業者等に対する上乗せ措置の追加等の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】

- 7 中小企業投資促進税制について、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】

第5 水産施策の推進

- 1 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2）の適用期限を2年延長する。（不動産取得税）（再掲）
- 2 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業者等の共同利用に供する機械及び装置に係る課税標準の特例措置（3年間、1/2）の適用期限を2年延長する。（固定資産税）（再掲）
- 3 共同で事業を行うための合併又は分割型分割であって、一定の組合（農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合を含む）のみが当事者となるものに係る適格要件について、その合併又は分割型分割については、事業規模比5倍以内要件及び特定役員引継要件を除外する。（法人税）（再掲）
- 4 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の2（現行：1,000分の1.5）に引き上げた上、その適用期限を3年延長する。（登録免許税）（再掲）
- 5 中小企業経営強化税制について、関係法令の改正を前提に、売上高100億円超を目指す中小企業者等に対する上乗せ措置の追加等の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】

- 6 中小企業投資促進税制について、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】

第 6 その他

- 1 令和 9 年に開催される 2027 年国際園芸博覧会の公式参加者に法人税を課さない等の課税の特例を創設する。（複数税目）

【国交省共管】

- 2 収益事業から除外される厚生農業協同組合連合会等が行う医療保健業の要件のうち社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額又は事業収益の額の 100 分の 80 を超えることとの要件について、社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額を加えるとともに、計算の基礎となる全収入金額又は事業収益の額を医療保健業務による収入金額（補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。）とする。（複数税目）

【厚労省共管】

- 3 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の適用限度額を 6 万円（現行：4 万円）とする等の見直しを行う。（所得税）

【金融庁等 4 省庁共管】

- 4 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の非課税措置の適用期限を令和 7 年 8 月 31 日まで延長する。（印紙税）

【財務省等 5 府省庁共管】

[税制改正見直し事項（廃止等）]

- ・ 農業協同組合等の合併に係る課税の特例は、適用期限の到来をもって廃止する。（法人税）

※第 1 の 4 の措置をもって本則化。